

とちぎ 米麦改良

令和2年5月
第120号

(公社)栃木県米麦改良協会
宇都宮市平出工業団地9番地25
☎(028)616-8700



これからの種子生産について

栃木県農政部生産振興課長 青木 岳央

公益社団法人栃木県米麦改良協会並びに会員の皆様には、日頃から本県農政の推進につきまして、特段の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本県は、大消費地である首都圏に位置し、広大な農地や豊富な水資源、穏やかな気候などの条件に恵まれ、それぞれの地域の特徴を生かして、農産（稲・麦・大豆）、園芸、畜産がバランスよく生産されております。

その中でも、本県の農地面積の約8割を占める水田で生産されている稲・麦・大豆は、県内の多くの農家が栽培している基幹的な農作物であり、これらの収量と品質を確保していくためには、生産の基本となる優良な種子の安定供給が不可欠です。

このため、本県では、稲・麦・大豆に加え、いちごや梨などの園芸作物を含めて、本県農業の競争力の強化に資する奨励品種（県内に普及を促進すべき優良な品種）の優良な種子や苗の安定的な供給の促進に向けて、「栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例」を制定いたしました。

本条例では、県が責任をもって優良な種子や

苗の生産に必要な原種苗等の生産を行うことや、貴協会や種子場J A、採種農家など、種子や苗の生産・供給に携わる関係者が果たすべき役割を明確化しており、県と関係者が、それぞれ適切な役割を担うことで、将来にわたって持続可能な種苗の安定供給体制を構築していきたいと考えております。

一方で、稲・麦・大豆の種子生産においては、「とちぎの星」など需要が近年増加している品種の生産拡大に対する迅速かつ柔軟な対応が求められているとともに、採種農家の高齢化や種子センターの老朽化等が課題となっており、今年度は貴協会と連携しながら、種子生産体制の強化に向けた検討を進めていきたいと考えております。

県といたしましては、新たな条例の下、貴協会並びに会員の皆様と一丸となって、優良な種子の安定供給を図って参りたいと考えておりますので、御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

「栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例」の 制定について

栃木県農政部生産振興課

1 条例制定の背景等

昭和27年に制定された主要農作物種子法は、戦後の食糧増産という時代の要請を背景に、稲・麦・大豆の優良な種子の生産・普及を進める必要があるとの観点から、①都道府県内に普及すべき優良品種の指定、②原種及び原原種の生産、③種子生産ほ場の指定並びに種子の審査等を都道府県に義務付けしていましたが、平成30年4月に規制改革の一環で廃止されました。

本県においては、主要農作物種子法廃止後の種子供給のあり方について検討するため、「主要農作物の種子供給のあり方検討会」を設置し、県・農業団体等で議論を重ねてきました。

その結果、本県農作物の競争力の強化を図る観点から、稲・麦・大豆に加えて県が育成したいちごその他の園芸作物を対象に含めるとともに、種子や苗（以下「種苗」という。）の生産・供給に携わる関係者が果たすべき役割を明確化することで、将来にわたって持続可能な種苗の安定供給体制を構築し、本県農業の持続的な発展を図るための本県独自の条例を策定することとしました。

2 条例の概要

(1) 対象とする農作物

- ①本県が品種を育成した園芸作物：いちご、なし、うど、あじさい、りんどう、にら
- ②作付面積が大きく生産者数も多い農作物：稲、大麦、小麦、大豆

(2) 県の責務

- ①優良な種苗の生産等に関する施策や必要な体制の整備の推進

②奨励品種^{*}の指定、奨励品種の原種苗等の生産及び供給

③自らが育成した品種の知的財産権の保護及び活用

※収量、品質等に優れ、県内における普及を促進すべき優良な品種として知事が指定したものの

(3) 種苗の生産・供給に携わる関係者の役割^{*}

①種苗計画等策定者

〔(公社)栃木県米麦改良協会（稲麦大豆）、(一社)とちぎ農産物マーケティング協会（いちご）〕

優良な種苗の生産・供給に関する計画の策定

②種苗事業者

〔種子場農協（稲麦大豆）、地方無病苗増殖協議会（いちご）など〕

優良な種苗を生産するためのほ場の選定、ほ場及び生産物の確認

③種苗生産者

〔採種農家（稲麦大豆）、地方無病苗増殖基地（いちご）など〕

種苗法に基づく生産等の基準を遵守し、優良な種苗を生産

※奨励品種のうち、種苗の生産において県内の農業団体等が生産・供給を担うもの（いちご、稲、大麦、小麦、大豆）についての役割を規定

(4) 条例制定の状況

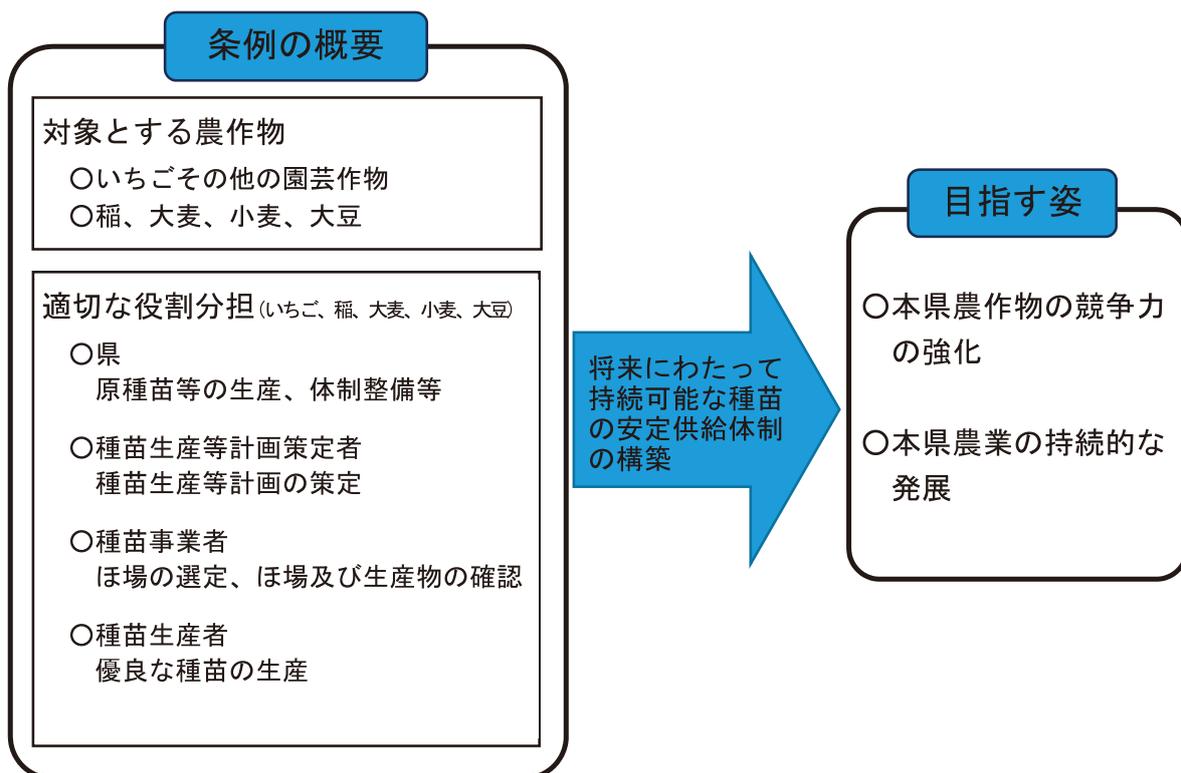
①条例公布日：令和元（2019）年10月11日

②条例施行日：令和2（2020）年4月1日

3 種苗の安定供給体制の構築に向けて

今後は、本条例が目指す「本県農作物の競争力の強化」及び「本県農業の持続的な発展」の実現に向けて、県民の理解を得ながら本条例を運用していくための、種苗の生産・供給に携わる関係者や有識者等を構成員とする会議を設置し、意見交換や情報発信を行っていきます。

また、稲・麦・大豆の種苗生産に係る生産者の確保・育成や基幹施設等の整備などの課題に対応していくため、種苗の生産・供給に携わる関係者と連携しながら、優良な種苗の安定生産に向けた検討を進めていきます



農業試験場原種農場（高根沢町）
※稲・麦・大豆の原種等を生産

奨励品種の一例



とちぎの星（水稻）



もち絹香（大麦）



栃木137号（いちご）



にっこり（なし）

令和元年産大豆の作柄及び令和2年産大豆の安定多収に向けたポイントについて

栃木県農政部経営技術課

1 令和元年産大豆の作柄概況

播種作業は断続的な降雨の影響により平年より遅れたほ場が多く、最終播種は7月末となった。

7月は、寡照傾向で経過し、生育量はやや不足気味となりました。また、播種時期の早晩により生育量にバラツキがみられました。

梅雨明けは7月24日頃（平年より3日程度、前年より26日程度遅い）とやや遅れたものの、その後は高温傾向で推移しました。

降水量（宇都宮観測所）は平年に比較して6月は164%と多く、7月は88%と少なかったものの、9月にかけて断続的な降水がみられました（図1）。

開花期は8月上旬頃（適期播種されたもの）と平年並みでしたが、梅雨明け以降の高温・小雨の影響により、一部で着莢数の減少がみられました。

9月には、台風15号、10月には台風19号の影響でまとまった降水があり、台風19号では一部のは場で土砂流入等の被害がみられました。なお、宇都宮観測所の7月の日照時間は平年の48%と、極端に少なくなりました。8月、9月は平年並に推移しましたが、10月、11月とも平年を下回りました（図2）。

病虫害関係では、開花期以降にコガネムシ類やカメムシ類、ハスモンヨトウの発生がみられ、9月に入り、葉の食害が目立ちました。また、連作ほ場ではマメシクイガによる虫害（食害）が目立ちました。べと病の発生については、生育前半は少なかったものの、9月以降に発病葉の増加がみられました。葉焼病については、9月以降発生が多くなりました。

収穫作業については、葉の黄化が10月上旬から始まったものの、その後気温が高めに推移し、落葉は平年より遅く、台風被害や断続的な降雨の影響により茎水分の低下も遅れたため、平年より遅れました。

品質については、病害粒（紫斑病・べと病）の発生は少なかったものの、しわ粒や皮切れ粒

の発生がやや目立ちました。

単収は、播種遅れによる生育量不足等の影響で小粒化傾向となり、152kg/10a（農林水産省作物統計）となり、全面的に「里のほほえみ」へ品種転換されたH27年産以降で最少となりました（表1）。

表1 10a当たり収量

	(kg/10a)					
	H26産	H27産	H28産	H29産	H30産	R1産
10a当たり収量	183	163	166	161	164	152

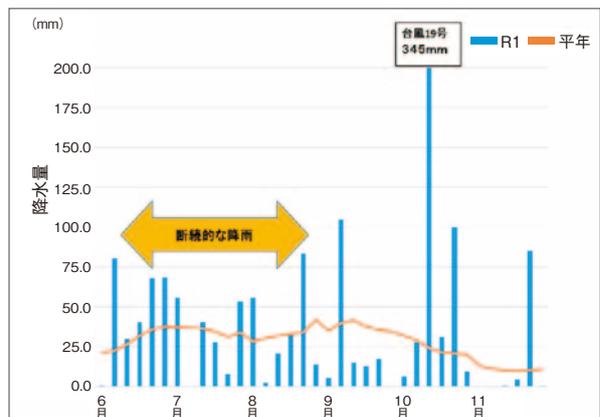


図1 降水量の推移（宇都宮）



図2 日照時間の推移（宇都宮）

2 令和2年産大豆の安定多収に向けたポイント

昨年は、断続的な降雨の影響による播種作業の遅れや7月の極端な日照不足等による生育量不足、秋の度重なる台風等の影響により小粒傾向となりました。さらに、成熟期以降の高温や降雨の影響により収穫が遅れ、しわ粒等の発生による品質低下がみられました。これらのこと

から、苗立ちを揃え、生育全般をとおして十分な生育量を確保し品種本来の収量が得られるよう、次の事項に留意しましょう。

1) 湿害及び干害対策について

適正な苗立ち数を確保するためには、播種時における湿害回避が重要です。一方で、開花期以降は安定した着莢数確保のために干害を回避することが求められます。そのため、次の対策を実施し、湿害及び干害を回避しましょう。

【排水性の改善】

- ①降雨後、ほ場に溜まった雨水を早期に排除するため、ほ場周囲に排水溝（明渠）を設置し、必ず排水路につなぎます。
- ②プラソイラ等による心土破碎を行い、浸透排水性を良くします。
- ③大豆を作付けするほ場は、本暗渠を施行したほ場を優先的に選びます。
- ④湿害による出芽不良や初期生育不良を回避するため、畝立て同時播種栽培（写真1）を取り入れます。



写真1 畝立播種による出芽向上

【保水性の向上】

- ①深く耕す（耕深20cm以上）ことで作土の厚さを増し、ほ場の保水能力を向上させます。
- ②炭素含有率の高い有機物（牛ふん堆肥や稲わら堆肥）を10aあたり2トン程度施用しましょう。
- ③冬季に麦作がない場合、緑肥作物（ヘアリーベッチ等）を導入し、有機物の供給を行います。

なお、大豆の開花前～莢伸長期にかけて干害を受けると、落花や落莢、不稔莢の増加、小粒化等の被害が発生するため、頂小葉が立ち上がり反転して見えたら灌水を行います。

2) 土壤肥沃度の向上について

高収量を確保するには、根粒菌の活性向上と生育後半の地力窒素が重要となります。また、生育後半の肥切れは「しわ粒（ちりめんじわ）」の発生につながります。積極的に土づくりを行い、地力向上に努めましょう。

- ①過剰な基肥窒素の施用は、根粒菌の着生に影響を与えます。基肥窒素を控え、開花期以降に肥効が得られる被覆肥料を用いましょう。
- ②窒素含有量の多い豚ふん堆肥等を施用し、地力窒素の向上を図りましょう。また、保水性改善効果と併せて、牛ふん堆肥の連年施用も地力向上には効果的です。
- ③土壤診断に基づき、養分要求量の多いリン酸、カリウム、カルシウム、マグネシウム資材等を積極的に施用しましょう。

3) 適期収穫対策について

収穫時期に雨に遭遇する回数が増えるにしたがい「しわ粒（亀甲じわ）」や「かび粒」等の発生が増加し、品質の低下につながります。適期に収穫できるよう、次の対策を行いましょう。

- ①播種適期は6月15日～7月5日です。播種が遅れると成熟期が遅れ、降雨に遭いやすくなるので遅れないよう注意しましょう。
- ②生育ムラ、成熟ムラが発生しないよう、苗立ちを安定させます。具体的は、種子消毒に「チアメトキサム・フルジオキサニル・メトラキシルM水和剤」を使用し、畝立て同時播種を行いましょう。
- ③収穫期は、茎や莢が変色し軽く振ると子実がカラカラ音をたてる時期です。「里のほほえみ」は、ほとんどの茎が黒変する前に収穫しても汚損粒が発生しなかった事例がありますので、天気予報で降雨が続く場合は試し刈りを行い、汚損粒が発生しないことを確認したら、早急に収穫しましょう。

近年頻発するゲリラ豪雨や日照不足等の影響を最小限にするため、排水性の改善や土づくり等の基本技術を励行し、安定多収を目指しましょう。

令和2年度事業計画

公益社団法人 栃木県米麦改良協会

I. 事業方針

農業を取り巻く情勢は、昨年までに米国抜きの「TPP11」や欧州連合（EU）との「EPA」が発効され、また今年からは米国との「日米貿易協定」が新たに発効し、それら経済連携協定の農業へ及ぼす影響等その動向を注視する必要があります。

また、水田農業関係では、30年産米からの国の生産数量目標配分が廃止され、今後も産地が主体的に需要に応じた米生産に取り組むとともに、水田の有効活用により食料自給率向上を図ることが重要です。

種子に関しては、昨年度「栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例」（以降、条例）及び条例施行に必要な規則・要綱が制定され種子生産供給体制が制度化されました。今後は新しい条例の下、県・関係機関と一体となって、種子生産供給体制を維持・発展させることが明確になりました。

こうした状況の中、当協会は、条例第4条の「種苗生産等計画策定者」に指定される見込ですので、優良種子の安定供給を通して、県内生産者が良質な主要農作物を生産・販売し農業経営の安定と所得の向上が図れるように、令和2年度事業に取り組んで参ります。

まず、優良種子の生産と安定供給対策事業では、従来の事業を継続して実施します。県育成品種「なすひかり」、「とちぎの星」、「ニューサチホゴールデン」等は勿論、新品種「夢ささら」、「もち絹香」等についても県の生産振興計画に基づき、需要動向等を見極めながら計画的に生産を進めます。

次に消費者・実需者から選ばれる主要農作物の生産と品質改善対策事業では、栽培技術指導資料の作成・配布や講習会等への助成事業、受検対策など従来の事業を継続して実施します。

広報活動については、情報紙の発行やホームページの活用により情報提供を行います。

II. 実施事業

1. 優良種子の生産と安定供給対策事業

主要農作物生産の基礎となる優良種子の生産と安定供給を図るため、計画的な種子生産や生産指導と品質向上、種子の安定供給、品質管理、種子生産体制の強化、などを実施します。

(1) 種子の生産

事前予約された需要数量を基本に、流通動向、新品種の振興計画、備蓄数量などを勘案して県・関係機関と協議の上、「種子生産計画」を策定し、種子の生産にあたります。令和2年産種子生産計画は別表1のとおりです。

〈主な事業〉

- ・種子生産計画の策定
- ・生産振興上重要な品種の許諾契約締結
- ・種子生産者と採種ほ場面積の確保
- ・新品種の種子生産拡大
- ・他県との連携による種子生産の受委託

(2) 生産指導と品質向上

種子生産ほ場での生育状況や生産見込数量などを的確に把握するため、ほ場確認等へ参加すると共に各種研修会の開催、混種事故防止対策、種子伝染性病害等防除への助成を行い、種子生産技術及び品質の向上を図ります。

また、種子検査見本品の作製・配布や調製程度確認会を開催し、優良種子を確保します。

〈主な事業〉

- ・ほ場確認会、生産物確認会、下見指導会、農産物検査への立会・参加
- ・種子品質向上研修会や種子生産研修会の開催
- ・栽培講習会への参加
- ・種子伝染性病害等防除への助成
- ・種子生産工程管理（種子GAP）の実践
- ・混種事故防止のため、生産者へ異品種混入防止チェックシートやGAPシートの配布及び、

1品種作付の推進、収穫等機械の共同利用の促進、原種専用ネット袋の利用促進

- ・種子検査見本品の作製・配布と調製程度確認会の開催

(3) 優良種子の安定供給

需要に応じた優良種子の安定供給を図るため、関係機関・団体とともに種子需要動向を把握し「種子需給計画」を策定するとともに、不測の事態等に備え計画的に種子の備蓄（低温保管）を行います。

また、種子場における大幅な品種転換が円滑に進むように重点的に支援します。

〈主な事業〉

- ・種子需給計画の策定
 - ・計画的な種子の備蓄（回転備蓄）
 - ・種子消毒の実施（備蓄種子の消毒含む）
 - ・品種転換に係る漏生等コンタミ防止対策への助成
 - ・残量処理の実施（発生に応じた処理と需要生産者の費用負担）
 - ・事故処理の実施（発生に応じた処理と種子生産者の費用負担）
- 事故処理に備えて、種子生産者から1円/kgを預かります。

(4) 品質管理

種子の品質管理を適切に行うため、稲種子のDNA分析を実施し、併せて混種事故を防止すると共に確認展示は設置の支援を行います。

なお、備蓄種子の発芽試験等を行い品質を確保します。

〈主な事業〉

- ・稲種子DNA分析・調査の実施
- ・稲種子確認展示はの設置
- ・備蓄種子の発芽試験の実施

(5) 種子生産体制の強化

種子の安定供給を支えるため種子場農協交付金を従来通り交付します。

また、県が主催する「種子生産体制強化に向けた新たな検討会（仮称）」（以降、検討会）に参画

し、種子生産者や種子場JA、種子センター等の現状と課題を踏まえた今後の種子生産体制について検討を進めます。

〈主な事業〉

- ・種子場農協交付金の交付
- ・「検討会」への参画
- ・種子センター生産体制の検討
- ・優良種子生産部会の表彰

2. 消費者・実需者から選ばれる主要農作物の生産と品質改善対策事業

主要農作物を栽培する一般生産者向けの栽培技術指導と品質改善対策について、「栃木県稲麦大豆安定生産推進会議」が策定した栽培技術指針等に基づき、以下の事業を実施します。

(1) 栽培技術指導及び品質改善対策

主要農作物生産の栽培技術向上や品質の改善、病虫害の防除を図るため、県・関係機関の指導を得て、適切な栽培技術指導及び品質改善指導資料を作成し生産者に配付します。

また、安全・安心な高品質・良食味の農産物を生産するため、地域の生産者を対象に地方農業振興協議会が実施する各種講習会に助成します。

(2) 受検対策

栃木米品質の高位平準化と円滑な受検の実施を目的に受検対策会議を開催し、事前指導事項の徹底を図ります。

- ・米受検対策会議の開催
- ・受検指導資料の作成配付

3. 広報活動

関係機関等の指導者が生産者を指導する際に活用して頂くため、協会情報紙「とちぎ米麦改良」を発刊・配布します。

また、当協会ホームページにて生産者や関心のある一般消費者向けに生産技術等各種情報を提供します。

4. 令和2年度主な事業活動予定

別表2のとおりです。

別表1 令和2(2020)年産主要農作物種子生産計画

(単位:a、kg、%)

種類	品種名	計画面積	計画数量A	1年産生産計画 数量B	前年産比 A/B
水稲	コシヒカリ	24,650	986,000	1,167,000	84%
	あさひの夢	8,900	391,600	369,600	106%
	なすひかり	2,300	92,000	96,000	96%
	とちぎの星	8,200	360,800	180,400	200%
	夢ささら	30	1,200	1,200	100%
	きぬはなもち	400	14,400	24,000	60%
	小計	44,480	1,846,000	1,838,200	100%
陸稲	トヨハタモチ	225	4,500	4,900	92%
	小計	225	4,500	4,900	92%
水陸稲計		44,705	1,850,500	1,843,100	100%
六条大麦	シュンライ	3,600	99,000	99,000	100%
二条大麦	ニューサチホゴールド	21,300	692,250	692,250	100%
	とちのいぶき	500	18,000	14,400	125%
	小計	21,800	710,250	706,650	101%
小麦	さとのそら	1,700	61,200	61,200	100%
	イワイノダイチ	450	14,850	19,800	75%
	タマイズミ	1,950	64,350	46,200	139%
	ゆめかおり	900	21,600	21,600	100%
	小計	5,000	162,000	148,800	109%
麦類計		30,400	971,250	954,450	102%
大豆	里のほほえみ	3,468	62,430	70,530	89%
合計		78,573	2,884,180	2,868,080	101%

注1

※

注1) シュンライ4,000kg県外に委託しています。(外数)

※)見込み数字

(公社)米麦改良協会情報

○令和元年度種子生産研修会を開催しました。

優良種子の生産と安定供給を図るための課題を共有し、生産技術の向上等を図るため、毎年2月に研修会を開催しています。今年度は2月20日に栃木県JAビルに於いて開催し、種子生産JA担当者並びに種子生産者等82名が参加しました。

◆講演概要

講演では、県 経営技術課より、稲、麦類及び大豆の種子生産に関する品質向上対策について丁寧な説明をいただきました。

また、県 生産振興課より、「栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例（令和2年4月1日施行）」についての説明があり、種子生産者、各関係機関及び団体が担う役割について丁寧な説明をいただきました。条例の内容上、種子生産者がすべきことは基本的に従来と変わらず、

「種苗法の指定種苗の生産等基準」や「優良種子生産の手引き」等を遵守しながら、優良種子の生産に取り組んでいただきたいとのことでした。また、当協会の役割としては、種苗生産等計画策定者として、これまで同様に種苗生産等計画の策定を行うことが求められることとなりました。



講演の様子



部会表彰の様子

◆部会表彰

優良種子の安定供給と品質向上を図るためには、種子生産の重要性を生産組織全体が認識し、採種技術の高位平準化と意識の高揚が重要になります。このため採種事業に積極的に取り組み、貢献された部会・組合に対し優良種子生産部会として表彰しています。

今年度については、次の2部会を表彰いたしました。

稲種子の部

「那須野農業協同組合 黒羽採種部会 様」

長梅雨で登熟期間が短い厳しい気象条件の中で、生産者の努力によりコシヒカリの種子原料の確保に取り組み、丁寧な調製を行い、契約数量を達成しました。

麦類種子の部

「小山農業協同組合 ビール大麦採種部会 様」

令和2年産から一般栽培が「ニューサチホゴールデン」に全面転換する中で、生産者の努力により全量合格種子で契約数量達成率119%となり、麦種子需給の安定に大きく貢献しました。

以上のように、講演並びに部会表彰を終え、関係者一同で『優良種子の生産と安定供給及び品質向上』という目標を改めて確認し、研修会を終了しました。

○第24回臨時総会を開催しました。

令和2年3月25日に第24回臨時総会を開催しました。令和2年度事業計画（本誌P6～9掲載）並びに収支予算、役員（理事）の選任、令和2年度会費並びに徴収方法の決定、令和2年度借入金最高限度額、令和2年度役員報酬額について協議され、原案通り承認されました。

○常務理事、事務局専任職員の異動

令和2年4月1日付けで着任しました。よろしく申し上げます。

- ・常務理事 新見 清夫
- ・事務局長 生井 博之



《編集後記》

4月から常務に就きました新見です。新任挨拶で各所を訪問していましたが、話題は何処も新型コロナウイルス感染防止でした。難しい社会情勢となっていますが、採種ほ場の確認は避けて通れません。3密（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けながらほ場確認の実施を！ということで、①集合や講評は屋外で、②車での移動は少人数で窓を開放、③案内は最少人数で生産者はほ場で待機などをお願いしているところです。今年は変則的な対応の年となりますが、優良種子の生産と感染予防の両立に向けてご協力をお願いいたします。

「とちぎ農業防災メール」配信のご案内

気象災害による農作物被害の未然防止のため、県では、気象情報や技術対策情報等を皆様の携帯電話等に直接配信しています。

農業者をはじめ多くの方のご登録をお願いします。

【登録方法】以下のQRコードから登録できます。



スマートフォン用



ガラケー用



【 栃木県 農政部 経営技術課 】

Mail : agriinfo@pref.tochigi.lg.jp

TEL : 028-623-2313

種苗条例 用語解説 ①

「栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例」がこの4月から施行されました。新しい条例の下で、種子の生産が始まることから、取り組みポイントとなる用語や仕組みを解説いたします。

今回は、本誌P2の2の(3)に掲載されている「種苗の生産・供給に携わる関係者の役割」についてです。

○「種苗生産等計画策定者」

当協会は、条例第二条第四号に定義される「種苗生産等計画策定者」として県から指定されました。今後は、条例第四条に基づき、稲・麦・大豆の種子の生産及び供給に関する計画（種苗生産等計画）を策定します。

具合的には、事業計画（本誌P6～9掲載）のとおり、県・関係機関と協議の上、需要量を基本に、流通動向や新品種の振興、備蓄数量などを勘案した「種子生産計画」を策定し、「種苗事業者」及び「種苗生産者」とともに種子の安定的な生産と供給に取り組みます。

○「種苗事業者」

種子場農協やNPO法人民間稲作研究所等は、条例第二条第五号に定義される「種苗事業者」となり、種苗の生産に関し「種苗生産等計画策定者（当協会）」と協議等を行い、「種苗生産者」との間に種苗の生産に関する契約（種苗生産契約）を締結します。

主な役割として、「種苗事業者（種子場農協等）」は、「種苗生産者」が種苗の生産を行うほ場を選定し、その選定されたほ場における種苗の生産が適切に行われているかどうか及び当該生産に係る種苗が優良な種苗であるかどうかを確認するよう努めることとなります。

○「種苗生産者」

種子の生産者は、条例第二条第六号に定義される「種苗生産者」となり、「種苗事業者」と締結した種苗生産契約に基づき、種苗の生産を行います。

主な役割として、「種苗生産者」は、種苗の安定的な供給の促進に資するよう、種苗法の規定に定められた指定種苗の生産等に関する基準を遵守し、種苗の生産を行うよう努めることとなります。

【（公社）栃木県米麦改良協会】